

お客様各位

## 個人使用のルールについて

吹田市立山田ふれあい文化センター

指定管理者：国際ライフパートナー株式会社

平素は山田ふれあい文化センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

当センターでは個人利用について、既定のルールに基づいて運用させて頂いております。

この度、個人利用につきまして幅広い使用目的でご利用いただくために、基本ルールを明確にし、  
適正な運用を行うことで、皆様が安心してご利用いただける施設運営を目指しております。

皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

### 【基本ルール】

1. 個人使用はクラフト室・練習室・多目的ホール(舞台使用除く)のみ可能です。  
当日、部屋に空きがある場合に限りますので、事前にお電話等で空室確認をして頂くことをお勧めします。  
(12時～13時及び17時～18時の間はご利用できません)
2. 申し込みができるのは利用当日に限ります。
3. ご利用時間は1時間単位(1時間につき100円)です。吹田市以外の方のご利用の場合は  
通常料金の倍額(1時間につき200円)になります。
4. 個人利用は、他の方との共用利用になります。同じ部屋に利用者が重複した場合は、お互いが気持ちよく  
利用できるように相互に配慮をお願いします。
5. 部屋により使用可能な楽器が限られています。詳しくは窓口にてご確認ください。
6. 付属設備(グランドピアノ・陶芸窯・通信カラオケ)はご利用できません。尚、練習室のピアノは利用可能です。
7. 18歳未満(高校生含む)の方が利用する場合には、保護者1名の付き添いをお願いします。  
保護者の方も付き添いではなく、一緒に活動される場合は、利用料金を窓口にてお支払いいただきます  
※その他の事情により付き添いが必要な方は、窓口で申し出をお願いします。  
※使用内容については当センターのスタッフが入室して確認させていただく場合があります。

※申請が適切で無い場合には、以後のご使用を制限させて頂く場合がございます。

その他ご不明な点がございましたら窓口へお問い合わせください